

臺灣總督府  
臨時情形報部

# 報部

昭和十四年九月二十日（即舊曆八月十一日）發行  
昭和十四年九月十一日發行（每月一日、十一日、廿一日發行）



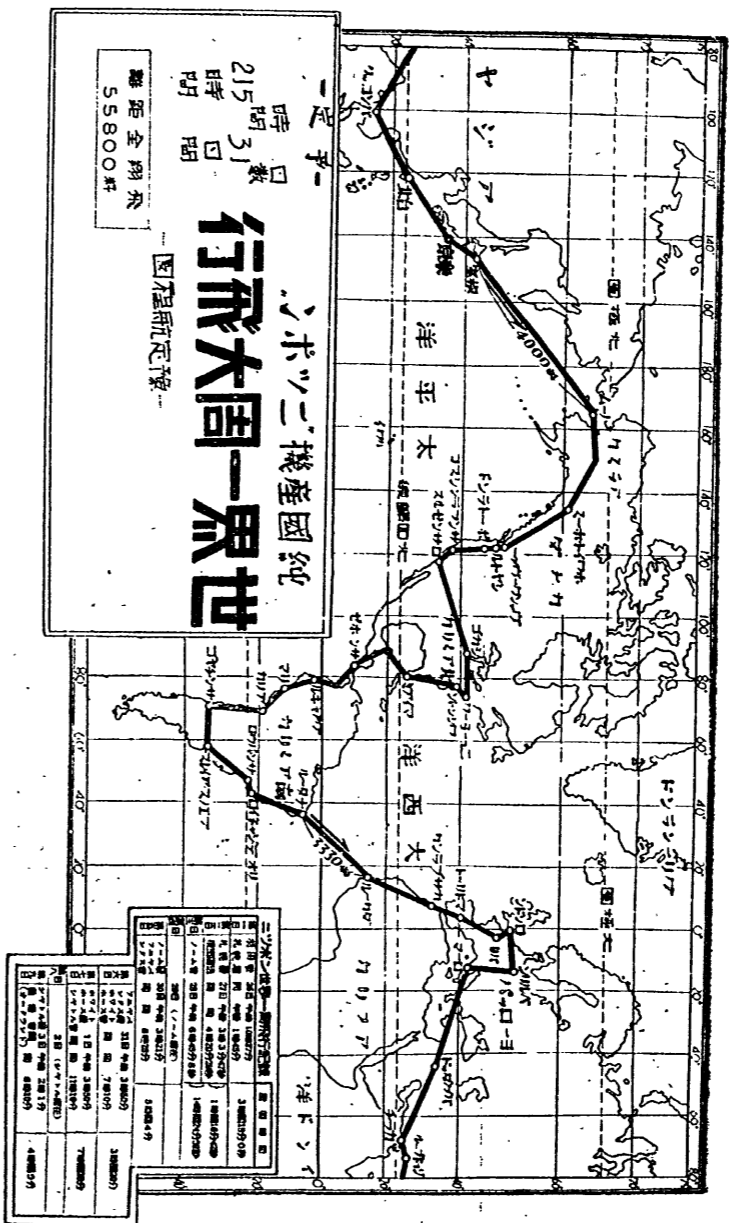
重大時局下に於ける司法保護事業  
支那事變と臺灣に於ける税に關する  
法規改廢等の概要  
臺灣米一期作實收高  
時局と體育  
時局ポスター慰問品展示會を終りて

森岡總務長官  
米穀局米政課  
總督府體育官  
臺北商工會議所

▽内外情報  
◇旬間日誌

九月中旬號

【號三十七第】



八月三十一日(木)

○練習艦隊、八雲・磐手兩艦臺灣訪問  
 ○一期米の實收高四百三萬石、前年同期より八十五萬石減收—米穀局米政課発表—  
 ▼ダンチヒ復讐を宣言  
 ヒットラー總統波蘭制壓の爲、全獨軍に實力行使命令  
 九月一日(金)  
 ○第一回興亞奉公日 ○臺中市統後援會創立總會開催 ○改正郵便年金法實施  
 ▼二政廳五盟を置く蒙古聯合自治政府成立、防共鐵壁を強化する  
 ▼華興券建による關稅徵收を實施  
 ▼英佛土の軍事同盟成立  
 ▼汪精衛、和平通電を全支の同志に一般讀者に發し學國的協力を要請  
 ▼一觸即發の歐洲情勢遂に最後の段階へ獨・波兩

軍上部シレヅヤ國境で戦端を開く  
 ▼ドイツ國會に於てヒットラー總統、戰闘開始を命ず  
 ▼佛國全土に戒嚴令を發し、陸、海、空軍を總動員す  
 九月二日(土)  
 ○廈門特別市政府李市長一行、訪日視察旅行の歸途寄臺  
 ▼天津水禍による邦人罹災者御救恤の思召で、畏し御内帑金を賜はる  
 九月三日(日)  
 ▼獨、最後通牒を正式拒絕、英佛對獨宣戰を布告す  
 ▼英艦隊バルト海口を遮斷、海上封鎖を開始  
 九月四日(月)  
 ○市街庄總選舉につき府の根本方針決定—市の戸別訪問停止—街庄は従前通り  
 ○總督府の物價委員に協力すべく臺北商工會議所が物價委員會を設立す  
 ▼歐洲戦に介せず帝國、中外に態度を闡明す  
 ▼我陸軍部隊 従化を占領す  
 ▼獨佛兩軍開戦  
 九月五日(火)  
 ▼石油保有補助金額決定告示  
 ▼米國中立宣言を發表  
 九月六日(水)  
 ○臺北帝大醫學部南洋南洋島嶼軍大使命を果して歸臺  
 ○臺灣棉花配給組合創立  
 ▼帝國海軍支那沿岸封鎖の完壁を期し、福建省中部海岸瀟州浦一帶(廈門中間)封鎖斷行  
 ▼歐洲の悲劇は亞細亞の黎明なりと印度獨立聯盟宣言を發す  
 九月七日(木)  
 ▼陛下の行幸を仰ぎ、陸軍士官學校卒業式舉行  
 ○總督府財務局主催税關鑑定官會議開かる  
 ▼ポリアンド政府ルブリンに遷都

外國は印▼ 内國は印▽ 内島は印○

旬 間 日 誌

## 重大時局下に於ける司法保護事業

森岡 總務長官

現下我國は總力を擧げて興亞の大業に邁進いたして居るのでありますが、特に前線の將兵があらゆる艱難を排し、困苦に堪へ、力戦奮闘、以て赫々たる戦果を収めてゐますことは洵に感謝に堪へざるところであります。

この秋に際し、我等國民は一致協力、水も漏らさぬ鐵桶の陣を布き、國民精神の昂揚は勿論、人的並に物的資源の愛護増強に努め、前線の將士をして絶對後顧の憂なからしめ、延びて興亞の大業完成のために萬全を期し、事變處理に邁進することが刻下第一の急務なりと存するのであります。

然し乍らこの重大時局下に於ても罪を犯し、銃後の治安を紊してゐる者の少くないことは眞に遺憾とするところでありまして、勿論犯罪に對しては、國家は檢察、裁判、行刑の各機關に依り嚴にこれが取締をなし、更にこれら犯罪人を改過遷善せしむることに努力致してゐるのであります。遺憾ながらこれのみを以ては充分その目的を達せられぬのであります。即ち彼等刑餘者を釋放後、あるが儘に放任し又社會が嫌忌排斥して之を顧みなければ、彼等は不知不識

の間に自暴自棄に陥り、その結果必ずや、再び罪を犯すに至り所謂九仞の功を一簣に虧くことになりまますので、行刑教化により改悟いたしました釋放者を始め、司法保護の對象たる多くの者を保護善導して、彼等を昏迷の境より忠良なる國民の道に復歸せしめんとする司法保護事業は、刑政最後の要務として其の緊要性は平時に於ては勿論、特に非常時局に於ては愈々重大大となつて參つたのであります。

蓋し、刑罰法令に觸れた人々と雖も、等しく我等の同胞であり、國民の一人であることに變りないのであります。

さればこれを保護善導し感化矯正して、善良なる社會人、忠良なる國民としてその本分を盡させることは、たゞに本人を救済するばかりでなく、國家の總力を強め、人的資源を確保することになり、銃後治安の維持に寄與する所大なるものあるは申すまでもない所であります。

幸ひ、本島に於きましては、官民各位の理解と協力に依りまして、司法保護機關の數百九十八團體に達し、尙各州並に東部二廳には夫々州知事、廳長を會長とする州、廳聯合保護會がありまして、管下保護會の聯絡指導に當り相當なる成果を擧げつゝあるのであります。想ふに難事業中の難事業と言はれて居る本事業は、單に關係者のみの努力では到底現下に於けるその重責を果たし得ないのでありますので、何卒島民各位に於て國家を蝕ばみ總力を弱める犯罪を絶滅するためには、保護の完璧を期することが焦眉の急務であり、且これは社會の連帶責任なりとの自覺を持たれ、總親和、總努力の精神により司法保護事業の爲今後一層の協力を切望して已まざる次第であります。

# 支那事變と臺灣に於ける 税に關する法規改廢等の概要 (下)

財務局 稅務課

前號に於ては昭和十二年、十三年の増税と減免税、十四年の臨時増税と負擔輕減に就て解説され、臨時利得税の増徴、支那事變特別税の増徴に對し述べられ、引き続き今號には負擔輕減關係迄説明を加へてありますが、これは共に今後に於ける稅關係に言及したものでなく、孰れも既に行はれ來つゝあるところの諸種の税に對する解説でありますので表記の如く標題の改變されるところがありました。

(四) 印紙税の増徴 印紙税法は臺灣にも施行せら

れて居つて從來内地同様の課税をして來たが、今回内地に於て物品切手に對しては其の賣上狀況又は利用情態等に照し、從來一通に付三錢の稅率であつたのを左の如く階級定額稅率に改めたのである。

記載金高三圓以下のもの	一通に付	三錢
同 五圓以下のもの	同	十錢
同 十圓以下のもの	同	三十錢
同 二十圓以下のもの	同	六十錢
同 三十圓以下のもの	同	九十錢
同 五十圓以下のもの	同	一圓五十錢

同 百圓以下のもの 同 三圓  
同 百圓を超えるもの 同 百圓又は其の端數毎に三圓

記載金高なきもの 同 三錢

(五) 物品税の増徴 臺灣北支事件特別稅令により物品特別税として一昨年八月創設せられ昨年四月の改正により臺灣支那事變特別稅令の物品税と改められた。當初物品特別税の對象となつた物品は大體に於て奢侈的傾向を有する貴金屬製品等比較的小範圍の物品に限定せられたが、爾後の改正に因り漸次課税範圍を擴張せられ、今次の増徴に當りては更に一層擴大せられることとなつたが、大藏大臣も説明せられた如く比較的負擔力ありと認められ、又は此の際不念と認めらるゝ消費に課税するの趣旨である。今回稅率を引上げられたものは

- (一) 第一種甲類 (イ)毛皮又は毛皮製品、(ロ)羽毛製品又は羽毛を用ひたる製品
- (二) 第二種甲類 (イ)乗用自動車、(ロ)化粧品(シャンプー及洗粉は從來通り)、(ハ)爆竹、(ニ)

金銀禮拜紙等で何れも從來の稅率物品の價格百分の十を百分の十五に改められた。

次に新に課税せられることになつた物品は

- (一) 第一種乙類 (イ)文房具、(ロ)玩具、(ハ)運動具、(ニ)電氣器具及瓦斯器具、(ホ)織物及同製品並に組物、果物
  - (二) 第二種乙類 (イ)包種茶、烏龍茶、紅茶、珈琲及其の代用物並にココア、(ロ)嗜好飲料等で稅率は何れも物品の價格の百分の十である。
- 尙臺灣に於ては織物製品の中に臺灣服を、茶に付ては烏龍茶及包種茶等を加へて負擔の均衡を圖つた。而して今回の課税範圍の擴張による追加品目中の第一種物品の課税最低限に付ては、昨年改正の際に於けると同様の趣旨により、臺灣の一般經濟事情に鑑み夫々適當なる考慮を加へられて居る。二、三の例を述べると
- 1 單衣着物、羽織、襦袢類、袴 一個
  - 2 女子用の丸帶及袋帶 三十五圓(内地では二十五圓)

- 四十圓(内地では三十圓)
  - 3 男子洋服三ツ揃 一 着 八十圓(内地では七十圓)
  - 4 女子用洋服 一 組 五十圓(内地では四十五圓)
  - 5 玩 具 一個又は一組 四十圓(内地では三十圓)
- の如くである。尙砂糖に對する課税との權衡上臺灣にても内地同様第三種物品として新に飴、葡萄酒及麥芽糖に對し課税することになった。
- (六) 酒類出港税の増徴 内地に於ては昨年より物品税として酒類に對し増徴せられて居るが、臺灣に於ては酒類は専賣であるから内地の増税とは直接關係はないが、唯、酒類出港税は内地に移出する酒類に課する税であるから、内地における同種類の酒類との負擔の權衡上、昨年より内地同様に、一石七圓の増徴をして居る。今回も内地に於ける酒類及酒精含有飲料に對する課税率の引上げに伴ひ、臺灣にても酒類出港税の

税率を同一率に引上げる要があるので、従來一石に付七圓の増徴を十四圓に改められたのである。

因に臺灣より内地に移出し得る酒類は酒精含有飲料にして現在は老酒蘭英、老酒玉友、五加皮酒、糯米酒及「ボンカノ」の五種である。

(七) 建築税の創設 内地に於ては今回物資の消費節約と娛樂設備等に對する時局下の社會的影響等を考慮して新設したものであるが、臺灣に於ても此の趣旨に鑑み、内地と同じ内容の建築税を創設し、本年四月一日以降建築の竣成したものに適用せられることになった。

建築税と遊興税は共に新税であるから以下主なる事項に付項を分つて述べることにしよう。

(一) 建築税の適用期間

建築税は前述の如く昭和十四年四月一日以後に竣成する家屋の建築に付適用せられるのである。而して他の支那事變特別税と同様支那事變終了後其の翌年十二月三十一日迄に廢止せらるることになつてゐる。

(二) 納税義務者

- 1 建築税の納税義務者は(三)に掲ぐる家屋を建築したる者である。
  - 2 家屋の建築とは家屋の新築、増築及改造(改築及模様替)を總稱するものであるが單なる修繕は含まないと思ふ。
  - 3 家屋の移轉又は移築はこゝに謂ふ建築には該當しないものと考へられるが、此等に關聯して増築或は改造などが行はれた場合には、其の増築又は改造に要した金額を標準として課税せられるであらう。
  - 4 家屋の建築者とは自己の出損に於て家屋を建築したる者で、單なる工事請負人の如きを指すのではないが、住宅會社等が建築竣成後賣却する目的で家屋を建築した場合の如きは住宅會社等が納税義務者となるであらう。
- (三) 建築税の對照となる家屋の範圍(假に課税家屋として置く)

- 1 居住の用に供する家屋。
  - 2 料理店、席貸及貸座敷。
  - 3 劇場、活動寫眞館、演藝又は觀物(相撲、野球、拳闘其の他の競技にして公衆の觀覽に供することを目的とするものを含む)の開催の用に供する家屋。
- 課税家屋は以上列記の如く普通の住家と遊興或は娛樂の目的に供せられるやうな家屋に限られて居る。従つて通常店舗、旅館、病院、事務所などといった家屋は原則として課税外に置かれて居る。
- 而して此處に謂ふ料理店とは、カフェー、バー、食堂、喫茶店其の他名稱の如何を問はず、客室を設けて飲食物を販賣する營業の用に供する家屋を指すものと解すべきである。又所謂待合茶屋は席貸に該當する。地方により旅館兼料理店と稱するものがあるが、特に區別を設けず旅人宿業の用にも料理店業の用にも供用するものは其の家屋全部を料理店と看做し取扱ふ外あるまい。

(四) 課税標準

建築税は家屋一構毎に其の建築価格を標準として課税される。一構の家屋とは同一区域内に於て效用上一體として利用せらるゝ状態に在る一棟又は数棟の家屋を謂ひ、又建築価額といふのは單に家屋のみならず左に掲ぐる金額をも含めたる總額である。

- 1 營、建具其の他の造作に要したる金額。
- 2 電氣、瓦斯、水道其の他の附屬設備の設置に要したる金額。
- 3 門、塀、庭園其の他の附屬築造物の築造に要したる金額。

4 上棟式、落成式等の費用は本税の趣旨に照し建築価額の一部と見るべきものと思ふ。

尚次の事項に注意を要する。

- 1 一構の家屋の一部が課税家屋に該當する場合。右の場合に於ては課税家屋に該當する部分を以て一構の家屋と看做し課税される。但し課税部分の建築価額と非課税部分の建築価額の区分不明なものは床面積

の割合其の他適當の方法により課税部分の價額を見積り計算する外あるまい。

- 2 課税家屋を新築した後一年内に其の家屋と一帯となるべき家屋を建築した場合。

右の場合には前後の建築を通じて一建築と看做し課税せられる。但し本年三月三十一日以前に新築竣成の家屋に付ては此の限りでない。

(五) 税率

建築税は前に説明した處によりて計算せられたる建築価格から五千圓を控除した残額の百分の十、即ち一割を以て建築税として徴收される。例へば建築価額一萬圓の場合は五千圓を控除した残額五千圓の一割即五百圓、二萬圓の家屋ならば一萬五千圓の一割千五百圓丈税金を納めることとなる。

(六) 非課税家屋と免税家屋

前に述べた如く住家、料理店等特定の家屋を建築した場合に於ては建築税を課せられるのであるがこれには左の如き例外がある。

- 1 左に掲ぐる家屋を建築した場合には建築税を課税しない。

(イ) 建築価額が一萬圓に達せざる家屋  
 (ロ) 州廳、市街庄、市街庄組合、街庄組合、公共埧地組合、同聯合會、水利組合、同聯合會等に於て公用又は公共の用に供する爲建築した家屋。

(ハ) 長屋、共同住宅(所謂アパート)、寄宿舎、一時的の家屋(博覽會場の如きもの)

- 2 左に掲ぐる家屋を建築した場合には所轄稅務官署に申請して建築税の免除を受けることが出来る。

(イ) 災害に因り滅失又は損壞した家屋の代りに建築した家屋

(ロ) 土地收用規則、河川法、行政施行法或は都市計畫令等の規定によりて收用せられたり、取毀したる家屋の代りとして建築した家屋

右の場合に於て舊家屋より大きい家屋を建築したな

らば、新家屋の床面積が舊家屋の床面積を超過する部分に付ては課税される。この超過部分の建築價額は次の方法に依り計算せられる。

新家屋の建築價額 × 新家屋の床面積 - 舊家屋の床面積

(七) 申告、申請

1 家屋建築申告

建築税の納稅義務者は建築竣成後二十日以内に家屋の所在、用途、構造、床面積、建築價額、竣成年月日、工事請負人(又は工事管理者)の住所氏名其の他所定の事項を記載した申告書を所轄稅務官署に提出せねばならぬ。

2 納稅地申告

市街庄の區域外に於て家屋を建築した者は便宜の市街庄内に納稅地を定めて申告書を提出せねばならぬ。

3 納稅管理人申告

建築税の納稅義務者納稅地(家屋所在地をいふ)に現在せざる時は建築價額の申告納稅其の他建築税

に關する一切の事項を整理せしめる爲め適當な納税管理人を定め其の住所氏名を申告せねばならぬ。

4 免稅申請

建築税の免稅申請書は政府に於て建築價額を決定する前に其の事由を具し、従前の家屋の所在、用途、構造、床面積等を記載して提出することを要する。

(八) 建築價額の決定

課税標準たる家屋の建築價額は原則として納税義務者の申告に依り決定せられるが、申告なきとき又は申告が不相當と認めらるゝときは政府の調査に依り政府が之を決定する。尙建築價額を決定したとき政府は納税義務者に通知して呉れることになつてゐる。

(九) 徴 收

建築税は一定の納期といふものはない。建築竣工の際同時に徴收せらるゝことになつてゐる。又地租や營業税などと異り市街庄で徴收を取扱はない。尙建築の

竣工といふのは、家屋建築の工事が完了し、其の家屋が居住其の他の目的の用に供し得る状態となるを謂ふものと信ずる。

(十) 稅務官吏の質問權及帳簿物件の検査權

稅務官吏には建築税に付き、家屋を建築したる者、建築工事請負人、建築工事管理者若は建築材料供給者に對し質問を爲し、又は家屋建築に關する帳簿書類其の他の物件を検査する權限を附與されてゐる。

(十一) 罰 則

(1) 詐偽其の他不正の行爲に依り、建築税を遁脱し又は遁脱せんとしたる者は、其の遁脱し又は遁脱せんとしたる税金の三倍に相當する罰金又は科料に處せられ、且、直に其の税金を徴收せらる。但し自首したる者又は稅務官署に申出でた者は其の罪を赦される。

(2) 前に掲げた稅務官吏の質問に對し答辯を爲さず、若は虚偽の陳述を爲し、又は其の職務の執行を拒み、妨げ、若は忌避したる者は、百圓以下の

罰金又は科料に處せられる。

(十二) 建築税と地方税

州廳、市街庄其の他の公共團體は建築税に對し附加税を課することを禁止せられて居るが、地方税雜種税中の家屋に對する不動産取得税は建築税の附加税ではないから、従來通り課税せられるのである。

(八) 遊興税の創設 歐洲大戰のさなか我が國に於て所謂成金者輩が隨所に黄金風を吹かし、御蔭で一般物價の昂騰に拍車をかけ、又いろ／＼面白からぬ風潮を醸し、識者をしてひんしゆくせしめた。恰も其の頃大正七年北陸の一角富山縣下の一漁村の妻君連に依つて突如所謂「米騒動」が勃發した。斯様な不祥事を重ねて惹起せしめぬ爲、何か好い財源を發見して適當な社會施設を行ひ度いといふのが動機となりて、翌大正八年の初夏金澤市に依り創めて遊興税が採り上げられ、やがて非常な勢で全國の都市で採用せらるゝこととなり、最近では殆んど内地各府縣に實施せられてゐた。臺灣に於ては、内地より一年後の大正九年四月より

内地における遊興税を參照して地方税雜種税の一として施行せられたのである。ところが内地でも然様であつた如く臺灣でも本税實施後漸く業者間に不平や苦情が不絶、中には本税廢止論さへ唱ふる者も出て來た。其の主張するところ一面の理由がないでもなかつたが、理論的には何等非難すべき税種でないのみならず、漸く發達せんとする地方團體の財源として相當の貢獻をなし、且將來益々伸張の可能性にも富む税種であるため、一昨年の税制整理に際し従來の缺陷を是正して今日に迫り、重要な地方財源の一となつて居る。

扱て今回の臨時増税に際し、内地では今までの地方税遊興税を國税に移管し、従來課税せられざりし料理代に對しても課税することとし(内地では創設當時は消費金額を課税標準としたが漸次花代にのみ課税することに於ては最近に於ては消費金額を課税標準としてゐたのは僅かに北海道、青森、宮城、秋田、福島、埼玉千葉、新潟、静岡及高知の一道九縣に過ぎず、爾餘の

府縣では何れも花代を課税標準としてゐた。遊興飲食税を創設した。其の理由は時局下に於ける奢侈的消費の社會風教上に及ぼす影響を考慮し、併せて國庫の歳入増加を計らんとするにある。

然るに臺灣では地方税遊興税に於て従前から遊興の件へる料理代に對しては既に課税して居た關係上、今内地の如く全部國税に移管するとなると、前にも述べた如く地方財政に及ぼす影響極めて甚大であるから、此の際國税としては單に藝妓の花代に對し百分の十の税率を以て課税する遊興税を興し、地方税遊興税は従來通り存置せしむることゝなつたのである。従つて國税及地方税を加へると、大體内地の遊興飲食税と同程度の負擔をなすことになる譯である。

左に本税の内容を摘記する。

(一) 遊興税の性質

遊興税は料理店、席貸、旅館又は貸座敷に於ける遊興行為を課税の對照とする間接國税である。料理店とは客室を設け飲食物の販賣を爲す場所を謂ふのである。

から之に該當するものは食堂、カフェー、バー等名稱の如何を問はない。待合茶屋は席貸である。

(二) 納税義務者

遊興税の納税義務者は料理店、席貸、旅館、貸座敷の經營者であつて、遊興者即ちお客ではない。この點地方税遊興税とは全く違ふのであつて、地方税ではお客が納税義務者であり(地方税遊興税は所謂直接税の部類に屬する)料理店の如きは徴收義務者といつて、役所の命令によつて客から税金を徴收して役所へ納付する義務を負はされて居るに過ぎない。従つて國税遊興税に付ては地方税の場合の如く徴收高の何分といふ交付金を下付せらるゝこともないのである。

(三) 課税標準及税率

遊興税は料理店等が藝妓の花代としてお客から領收すべき金額の百分の十を徴收する。

- (1) 藝妓とは地方廳に於て藝妓鑑札を受けた者を謂ふと解すべきであらう。
- (2) 藝妓の遠出等の場合の花代はどうなるかといふ

に、行先は何處であらうと、其の花代を取扱ふ料理店などに對して課税すべきであらう、然らざれば最も贅澤な遊興と思はれる遠出に對し課税されないことが多く生じ不合理である。

(四) 納期

毎月分を翌月二十五日迄に所轄市街庄役場に納付を要する。但し營業者廢業を爲したる場合は直に納付せねばならない。

(五) 延納及免稅

毎月分の花代の中其の月に於て領收せざるものあるときは、其の花代を領收したる月の翌月二十五日迄に納めることが出来る。但し廢業した場合は未納の税金は直に納付を要する。尙未だ税金を納付せぬ花代が貸倒となつたときは其の事由を具し免稅の申請をなすこと。

(六) 主なる申告

(1) 課税標準額の申告

毎月の花代を記載して翌月五日迄に提出すること

(2) 營業申告

經營者の住所氏名、經營場所の種類及名稱、所在地、從業者の種類及員數、開業年月日を記載した申告書を提出すること。申告事項に異動を生じたるときも申告を要する。

(3) 營業休止申告

一箇年以上休止せんとするときは豫め其の時期を定めて申告すること。申告事項に異動を生じたるときも申告を要する。

(4) 相續、讓受、申告

(5) 經營廢止申告

(6) 經營場所動轉申告

(七) 取締及罰則

遊興税は間接國税犯則者處分法に依り取締を受けることゝなつて居る。而して犯則者に付ては大體物品税と同様の罰則がある。

(八) 遊興税と地方税

前にも述べた如く從來の地方税雜種税の一である遊



興税は今後も今迄の通り存置せられるが、尙今回新設せられた國稅遊興稅に對しては州廳、市街庄は附加稅を課することは出来ないものである。

(九) 遊興稅の適用期間

國稅遊興稅は昭和十四年四月一日より徵收せられ、支那事變終了の年の十二月三十一日迄に廢止せられることになつて居る。

第二款 負擔輕減關係

一 法人の留保所得に對する優遇

増稅が行はれ且國家總動員法の發動により會社の増配を抑制せられるやうになると、自然所得の多い會社では利益の濫費を來す虞なしとせず、之を防止し新なる生産力擴充に振り向けしめんとする目的の下に

(一) 臺灣支那事變特別稅令を改正し所得稅の最高増徴限度を留保所得の大なるに従ひ選下せしめた。即ち舊令に於ては所得稅の最高増徴限度は普

通所得の五〇%から普通所得稅、超過所得稅及び臨時所得稅の合計額を差引いた殘額とせられておたものを、今回は普通所得の五十五%から普通所得中留保した金額(當期純益より社外流出を除いたもの)の十五%を控除した殘額を以て普通所得稅、超過所得稅、臨時所得稅及支那事變特別稅令による所得稅の増徴額合計の最高限度に改められたのである。例へば茲に普通百萬圓の會社であれば、舊令に依ると其の最高稅額は同種の稅金合計五十萬圓であつたが、今度の改正によれば、此の會社が普通所得の八十%を留保したならば、四十三萬圓となり、利益全部を留保したとすると、四十萬圓が最高限度となるのである。

(二) 臺灣臨時租稅措置令を改正し會社が普通所得の四割を超過して所得を留保した場合、其の超過部分を政府の指定せる方法(例へば國債の購入等)に従つて運用する時は、其の運用金額の二四五%即ち所得稅率の二割に相當する金額を所得稅から

控除することとした。

二 重要物產製造業に對する免稅範圍の擴張

從來とても所得稅令及び營業稅令の規定によつて特定の重要物產製造業に對しては開業の年及び其の後三年間所得稅及び營業稅を免除してゐたが今回の改正に依り

(一) 設備を増設した場合

(二) 政府の指定する方法に依る製造を開始し又は設備を増設せる場合

にも其の部分の製造業務より生ずる所得及び收入金に付所得稅、營業稅及び臨時所得稅免除の特典を附與せらるることとなつたのである。

三 減價償却年限の短縮

所得稅及び臨時所得稅の計算上損失と見るべき減價償却金額の限度に付ては從來一定の制限を設けてあつたが今回之を改正して政府の指定する事業設備及び船舶に對して短期間に相當巨額の償却を認めることとし以て事業經營の基礎を強固ならしめることとなつた。

四 國庫補助金收入及び研究費の免稅

從來國庫より補助金を受けた場合は之を收入に加算して所得稅及び臨時所得稅を算出してゐたが今回の改正に依り特定のものに付之を收入より除くこととした。研究費は消耗的研究費の場合は從來と變りないが資産の増加となる研究の爲の支出に就ては從來課稅してゐたのを今後は特定のものに付所得稅及臨時所得稅の計算から除くこととした。

五 石油に對する鑛產稅の免除

重要鑛物の増產獎勵の爲或る種の鑛物に對し臺灣臨時租稅措置令に依り鑛產稅免除の途を拓いたが今回の改正に依り石油を追加した。

六 織物消費稅の免除

從來綿を用ひたる織物、麻を用ひたる織物は織物消費稅を免除されることになつてゐる。然るに最近綿絲の配給が制限せられた結果、代用品のステープルファイバーを用ひたるものが多くなつたのに鑑み、ステープルファイバー又は人造絹絲を用ひたる織物及び一部にステープルファイバーを用ひたる麻織物にも免稅を擴張したのである。

# 臺灣米一期作實收高

米穀局米政課

昭和十四年第一期作米實收高は四、〇三一、一四二石にして種類別内譯を左の如くである。

蓬萊	二、四二一、八四〇石
在來粳	一、四四一、一九三
丸糯	八八、〇八五
長糯	一八、五一八
水稲計	三、九六九、六三六
陸稻	六〇、八七五
同糯	六三〇
同計	六一、五〇五
合計	四、〇三一、一四一

本期は苗代期より挿秧時に至る氣象状況一般に良好にして稻の成育順調なりしも其の後の天候概して不順

にして低濕、多雨、寡照なりしを以て分蘗、草丈共に例年に劣り五月下旬より六月上、中旬に亘る降雨により出穂、開花遅延し結實阻害せられ且局部的に豪雨並病害蟲の被害ありて減收を豫想せられたるところ更に收穫期に降雨被害ありて結局前記の如き減收を示せり。

而して本期作付面積は二七五、四八八甲七九にして前年同期に比すれば一五、七三三甲二四（五%四〇）の減少、實收高を豫想收穫高に比すれば二一八、九三二石（五%一五）、前年同期に比すれば八五四、三九六石（二七%四九）、最近五箇年平均に比すれば五四三、八三六石（二一%八九）の減少となり、尙全島平均甲當數量は一四石六三三にして前年同期に比すれば二石一四三

（二二%七七）、最近五箇年平均に比すれば〇石五三四（三%五二）の減少となれり。

參考の爲最近五箇年間に於ける第一期作の作付面積及實收高を掲げれば左の如し。

年次	作付面積	實收高	同	十年	三〇八、三三六
昭和九年	二七、三三三	四、二〇六	同	十一年	三〇八、三三三
			同	十二年	三〇、七七八
			同	十三年	三〇、三三〇
			五箇年平均	三〇、二五五	
			昭和十四年	三〇、八七九	

## 昭和十四年第一期作米實收高

（單位一石）

種類別	臺北	新竹	臺中	臺南	高雄	臺東	花蓮港	計
蓬萊	三九、三三三	五九、三九八	九〇、七〇〇	一八、一四二	三〇、三三二	二九、八三三	二八、七七一	三、四二、四八〇
在來	二四、六六〇	三、四九七	三、五九三	一、九八〇	一、四六八	一、四三三	五、九五四	一、四、一、九三〇
丸糯	九、六三五	四、九七七	三、三三二	九、五	一、四六六	一、九六三	三、九八三	八、〇、八三五
長糯	五、七七一	四、〇一〇	四、〇一〇	一、三三三	三、三三七	四、一八五	八、五五五	一、八、五、一八
水稲計	六〇、九三三	七〇、九〇二	一、一七八、八三三	三〇、〇六〇	五、四八四	六〇、三三三	五、二、七三七	三、九六九、六三六
陸稻	三三	三三	七九八	四、九六六	一、〇〇一	一、〇〇一	一、三三三	六〇、八七五
同糯	—	—	—	—	—	—	—	六三〇
同計	—	—	—	—	—	—	—	六一、五〇五
合計	六〇、九六六	七〇、九三二	一、一七八、八三三	三〇、〇六〇	五、四八四	六〇、三三三	五、二、七三七	四、〇三一、一四一

同作付面積 (單位十甲)

種類別	臺北	新竹	臺中	臺南	高雄	臺東	花蓮港	計
蓬萊	三三三三三	四六八八七	四九二二三	二〇四六三	三三九二五	一九〇二八	二六七五五	一六八二五
在來	三五九〇七	三二七五〇	三三九二八	二八五三三	二四九〇四	三六八四九	五八五三七	一〇三六一六
九糯	六八七〇	四四四四一	二二六八九	五五九三	二〇二六	三二五〇	三三三三	六三三〇
長糯	五〇七七	三二五	二六八九	七六六	一六九四	四八九〇	七二五	一五五七六
水糯	四九五八八	七九七六五	七二九〇八	三三三三三	三三三三三	六二九〇三	八八〇〇九	三六三三〇七
陸稻	六二六	一九九	二八〇三	四八八九七	四〇二九	五四八六	一九五九	六八九〇二
同稻	一	一	一六	二〇三	一	五〇〇	一	七九〇
同計	六二六	一九九	二八〇三	四八八九七	四〇二九	五四八六	一九五九	六八九〇二
合計	四九五八八	七九七六五	七二九〇八	三三三三三	三三三三三	六二九〇三	八八〇〇九	三六三三〇七

備考 作付面積に於て兼に發表したるものと相違あるは實收高調査に際し異動を發見したるに因る

時局と體育

總督府體育官

體育と云ふ言葉は體操や運動競技の代名詞にあつさり使用せられてゐる場合が少なくないが、實は健康増進、體力向上の發育を意味するもので、心身共に健全なる人間の完成を目的とする總ての事項が此の中に包含されて居るから、決して單純なものでない。

俗に實際社會の人々に就て健康或は體力度を見るに、十人十色であつて、例へば普通健康度を持ち社會に活動して居るものであつても、或一つの作業を與へて試験してみると其の作業力が區々であることは、誰でもが知つてゐる事實である。況んや國民の幾割かが

普通の健康を保有せぬのであるから、國民全般の體力を増進するには其の方法も多岐多様であることを考へねばならぬ。今普通健康度を有するものを例にとつて體力向上の一方策を述べてみると、運動競技は體力向上の一段ではあるが、如何なる年齢のものでも同一種目同一分量の運動競技を實施してよいと云ふものではない。之等の條件を無視して行ふたならば、運動競技を行ふた爲に却て健康の破綻を來す者が續出することにならう。

人間の體力には各限度がある。若し體力以上の運動

を強いた場合疲勞困憊を來し、其の際に乗じて雌伏せる病龜が活躍を始めるのである。既に普通健康度を有するものに於て然りであるから、健康上の缺陷を有する者に對しては、それ々の缺陷に應じた保健法を講じなければならぬ。即ち體力向上の方法は生理學の基礎の上に建てなければならぬが、又病理學をよく辨きまへる必要がある。現下我國に於ける實情から云ふならば、人的資源の問題としては普通健康度を持つて居らぬ人々の爲に所謂消極的體育の部門に對策を注ぐことがより緊要であるが、之は他日の機會に譲ることとして茲では積極的の一面だけを概述することにした。

積極的體育とは今更改めて云ふ迄もなく規律ある心身の鍛錬によつて旺盛な精神力と剛健強靱な體力とを練成することである。心身鍛錬のないものは困苦に堪へる氣魄と體力に乏しい。今我國は東亞大陸を八紘一字の精神を以て肅正し、茲にアジア民族本來の面目を

保持する新東亞を再建せんとの大雄圖の許に著々歩を進めつゝあるのであるが、一朝一夕にて此の理想を完成し得るものでないから、長期に亙り非常な堅き決心に依て艱難困苦を征服する覺悟を要する。それであるから時局下に於て我國の最肝要なものがなんであるかと云ふならば、物資も勿論必要であるが、それにもまして國民の旺盛な精神力と剛健なる體力が必要である。國民精神總動員運動本部に於ては

- 一、肇國の大理想を顯揚し東亞新秩序の建設を期す
- 二、大いに國民精神を昂揚し國家總力の充實發揮を期す

三、一億一心各々其の業務に精勵し奉公の誠を效さんことを期す

と云ふ三つの綱領を掲げて居るが、此の綱領の實踐躬行も健全なる心身であつてこそ始めて達し得ることを肯き得ると思ふ。

心身鍛錬の方法は年齢、男女、其の他種々なる境遇

などに依て一様に論ずることができぬから、よろしく夫々適當と思はるゝことを選択實行しなければならぬが、發育の中途にあり且感激性に富む青少年の時期に鍛錬することが最効果的である。而して又吾々國民が期待する所も主として元氣瀟灑たる少壯の人々の活躍にあるのであるから、青少年時代に鍛錬陶冶に依て心身共に健全なる完成人となし置かねばならぬ。總督府は中央政府に倣ふて去る八月一日から二十日迄の期間を國民心身鍛錬運動期間として全島各地に種々の體育行事を行はしめたが、體育運動を三百六十五日中の二十日の間だけ行へばそれで心身鍛錬の目的を達成すると云ふ風に考へられるとそれは大なる誤りであつて、此の期に實行實踐の機會を與へたまでである。吾々の心身は修養鍛錬を反覆すればする程練成され向上するものであるから、之を日課として常に怠らず反復すべきものである。

現在の本島人青少年には未だ徴兵の義務を負はされ

て居ぬから、砲火轟く戦線に出でて膂懃の働きをする事は出来ぬにしても、四十餘年間皇國民としての教育を受け通く皇澤に浴してゐる日本人である以上、内地人と一心同體となつて東亞の新秩序建設に協力せねばならぬ義務がある。故に内地人同様、或はより以上に心身の鍛錬が急務であると考へる。

### 時局資料

#### 國民防空の本義と根本問題

總督府情報部刊行

本冊子は本府滿當防空課長の手になるものであつて島民諸君にとり好箇の時局資料たるものと信せられるにつき各方面に頒布しましたが、殘部少々あり、希望の向は總督府内情報部第一宣傳係に問合せ下さい。

## 時局ポスター・慰問品 展示會を終りて

臺北商工會議所

我が帝國が暴戾蔣政權膺懲の戈を執つて起つて以來、聖戰滿二箇年を迎へ、支那大陸の空も海も敵の首腦部たり心臓部たる重要據點は悉く我が皇軍の占領するところとなり、又何處までも抗日殘敵の存する限り窮追の手を緩めぬ我が猛撃に支へ得ず彼等は轉々として邊境の奥地を逃げ廻り、兵力的に將た財的に行き詰り氣息奄々たる餘喘を保つに過ぎないが、尙ほ第三國の支援を頼みとし、又殘暴政權の維持と自己保身の爲に長期抗戰の擬勢を張つてゐるのである。之に對して我が日本は其の最後の息の根を止めるまで敢て長期戦を耐するものでなく、而して新東亞秩序建設の爲には凡ゆる

る不逞思想、凡ゆる不條理なる形態の革新改造に邁進せねばならぬのである。

一衣帯水の支那大陸と近接し緊密なる環境と特殊事情下に在る我が臺灣島民をして一層銃後の民としての務を自覺せしめ、前線に奮闘する將士への感謝感激と時局認識を深め、長期戦に對する決意を固めしめねばならぬ事は最も緊要である。

斯う云ふ緊要なる時機に於て臺北商工會議所が臺灣日々新報社後援の下に去る八月二十一日より同二十三日に至る三日間臺北公會堂に於て開催した「時局ポスター及慰問品展示會」は時節柄最も適切な催しとし

て臺灣軍司令部、臺灣總督府、臺北州及臺北市より非常な支援と贊助を與へられ、一般民衆の上に好人氣を博し會期の短期間と設備の小規模であつたに拘らず未曾有の參觀者を吸収し、従つて又慰問品賣上成績も豫想以上の數字を示し、本展示會に依つて示唆された戦地に於ける皇軍の艱難勞苦、不惜身命の忠烈勇士の行動と銃後國民の自覺感謝の念が慰問品の上に反映したと見らるゝのは洵に慶しい限りであつた。

X

X

本展示會は其の構成を三部に分ち、而して各々の其の連繫照應に依つて所期の目的と成果を擧げんとした、即ち一、時局ポスター、二、慰問品、三、時局並軍事映畫である、勿論時局ポスターは本展示會の主たるものであつて、慰問品及映畫はその副たるものゝ如くであつたが、併し此の三者の聯關作用に依つて最も有機的效果を奏したものと斷じ得る。又開會の趣旨及び慰問品に對する座談會のラヂオ放送は一般の關心を惹くに十分であつた、茲に一寸斷つて置きたいのはポ

スターの名である、ポスターと云ふ名を冠するは實に似合はしからぬもので、之は高雄州が曩に興亞展覽會を開催するに當り内地より招來した一畫家をして描かした油繪であり、此の繪の爲に開會期日が延期したと言はるゝ力作と稱すべきもので同展覽會に出品し頗る好評を博したものであり、同展覽會を視察された兒玉臺灣軍司令官も激賞措かなかつたところの全作品悉く今事變と時局を題材として國民精神を盛り上げたもので、高雄だけで済ますのは惜しい、臺北の人達にも見せたいものだと思はれたさうで、ポスターの概念より離脱すべき立派な繪畫であることを是正して置く。

本展示會開催の意義なり使命が時局に關聯して重要性を帯びてゐるので軍官民各方面の最も良き指導協力を仰ぎ徹底的成果を期し、本會の組織に於て會長に後宮信太郎、副會長に木村泰治、三卷俊夫氏其他商工會議所議員を役員に選任の外、戸水臺北州知事、石井臺北市尹を顧問とし、企画、實行の兩部に分ち、企画部には軍部卜部中佐、臺北州森田内務部長、徳永教育課長

臺北市田中、古屋兩助役、小宮山學務課長、臺灣日々新報社編輯、事務局員、實行部には本島日刊各新聞社が委員として参畫盡瘁された。

× ×

本展示會は國民精神の作興、銃後國民の自覺奮起を促すを目的とし臺北市公會堂大集會室を時局繪畫、慰問品展示及即賣品陳列室に、同大講堂は時局並に軍事映畫會に充てられた、繪畫室は「皇室の御仁慈」と題する 皇后陛下 皇太后陛下より傷病兵、遺家族、從軍新聞記者に下し賜つた御歌を謹記し繪畫を謹寫したるもの四枚を首めとし

一、事變の原因及終局の目的 四枚(排日教育、排日宣傳、東亞新秩序建設、世界平和輻軸)。一、事變日誌繪畫 二三枚(昭和十二年七月七日瀟溝橋事件より同十四年六月二十一日汕頭奇襲占領に至る)。一、日本軍人の姿 四枚(大和魂、盲目の傳令、日本武士の情、敵の幼兒を抱く、梅林機、工兵隊の人柱)。一、日本婦人の姿 四枚(最後の授乳、軍國

二四

の花嫁、歡送、蔭膳)。一、銃後美談(軍夫の妻、愛國鹿麻少年)。一、軍事援護事業 八枚(授産と託兒、慰安會、座談會、傷病軍人の恩典、育英扶助、醫療扶助、遺家族に對する恩典、遺族住宅)。一、軍馬、軍用犬の活動 戰爭と馬(ジオラマ)。一組 軍用犬の陣中美談 一枚。一、勤勞奉仕 一枚(勤勞奉仕實況)。一、防諜 二枚(流言蜚語、怖るべきスパイ網)。一、南支事情紹介 二枚(海南島見取圖、最新廣東市街大地圖)。一、支那事變と日露戰爭の戦線比較對照表 一枚。一、戦局大寫眞三枚(臺灣日々新報社出品)。一、皇軍占領地區大地圖 一枚 何れも戰場に於ける忠勇壯烈美談と時局に對する感激譚であり、有益な資料のみである。

× ×

次は慰問品展示室と即賣品部を一瞥すれば、「戦線と銃後を繋ぐ慰問品」と云ふ名文句の下に 一、物質的慰問品 陸軍倉庫出品の模範的組み合せ慰問品

一般商店の出品中から検討精選した 文房具、醫藥品、身の廻り品、携帶品、雜用品、果物類、嗜好品、調味品、水産品、畜産品、野菜類、玩具類及新聞雜誌

に亘る各種各様の品物が分類陳列され、赤いテープを引いて「一番に喜ばれる慰問品」、「斯う云ふ慰問品は避けませう」、「恰好な慰問袋」の注意書きの下に適當、不適當な物品を指示して一目瞭然たらしめた。

一、精神的慰問品 一、學校生徒の慰問作品

女學校生徒の優しい心の慰問品と小公學校兒童の可愛い慰問品との二つに分け慰問文、圖畫、人形、刺繍、柱掛けなど純真な誠心溢るる手藝品等數十點 一、扇子慰問揮毫

小林臺灣總督を始め森岡總務長官、其他官民の重なる人々、愛國、國防婦人會員達の揮毫になる詩歌、繪畫を丹精凝らした扇子數十本

小公學生の慰問文の中には、無邪氣な童心の世界から

描き出された繪の中に文、文の中に繪それが色彩を施されて一篇の臺灣風物詩が綴られ前線の鬼をも挫ぐ勇士を微笑ましむるであらうと自ら涙ぐまれるものがあつた。

|| 慰問品即賣部 ||

慰問袋を編成する慰問品の組み合せは大體 一、食料品を主として他の品を加へたもの 一、日用品を主として他の品を加へたもの 一、娛樂品を主として他の品を加へたもの

此の三つの目安を立て、適當なる按配工夫を凝らし、慰問袋の種類は鶴(五圓)、龜(四圓)、松(三圓)、竹(二圓)、梅(一圓五十錢)の五種とし、成るべく變化のある取合せをなす爲め以上の各印を更に一號、二號、三號と分け内容を異にし又其の組み合せ内容の如何なる物かを一見明かに納得せしむる爲め、各印、各號別に品物を展示し比較考慮の便に資したが、此の事は親切な展示方法として來觀者の間に好評を以て迎へられ「慰問袋と總動員」、「慰問袋は銃後の誠」などの標語が

二五

此の室内の空気にピツタリ合ふてゐた。

一、美人寫真と慰問文

硝煙と血腥い匂ひの満目荒涼たる戦場に於て不解語の花一輪の艶姿は、如何に砂漠の中に見出さるゝオアシスの如き慰藉とならう、銃後に沸る愛國熱騰騰、感謝の心を罩めて前線に送る職業婦人たちの寫真と慰藉の手紙を寄せられたもの百數十に上り、繪姿で銃後の意氣を送りませう、の標語の下に大和撫子の赤き誠心が發露された。

|| 通信部出品 ||

如何に誠心罩めた慰問品であつても目的地に達せず途中で包装不吟味で容器が壊れ、中味が變敗、變質、破損してゐては折角の心盡しは無駄となる、通信部では一般世人に對し此の點の注意を喚起せんが爲め會場内に特にスペースを取つて「荷造りは特に念を入れて」の標語の下に完全な小包の見本を、「折角の心盡しがムダになる」標語の下に不完全なる荷造りの標本を展

示し、其他軍事郵便の包装模型、新聞雑誌の包装見本を陳列し、又「軍事郵便の上手な出し方」と題するリーフレットを頒與し、大々的宣傳徹底に力めた。

|| 講演と座談會のラヂオ放送 ||

開館の前夜(八月二十日)臺北商工會議所副會頭木村泰治氏の「本展示會開催の趣旨」に就て臺北放送局のマイクを通じて放送を行ひ一般の注意を喚起し、次で開館した當夜(同二十一日)には同會議所議員貝山好美氏司會者として「慰問品を語る」の座談會を開催して放送し當夜出席者は特に軍部の諒解幹旋の下に現地に於て體驗のある上條少佐、河合中尉、齋藤少尉、吉井曹長、原田軍曹、堀上等兵、佐藤一等兵の諸氏により  
一、現地で希望してゐる慰問品の種類  
二、慰問文はどんなものを挿入すべきであるか  
三、如何なる慰問品が耐久性を有するか  
等につき意見の交換や開陳があり現地を知らぬ人々にとつて多大の感激と認識を興へ頗る意義があつた。

因に戦線の勇士たちの慰問品に對する希望の調査表を示せば左の如し。

一、慰問品文	一通以上
一、日用品	五〇%
一、飲食品	二五%
一、醫藥品	一〇%
一、娛樂品	一〇%
一、特種品	五%
計	一〇〇%

|| 時局並軍事映畫會 ||

興亞聖戰の意義と時局に對する認識を一層深く徹底せしめんが爲め本展示會開催中、臺灣軍司令部に於ては公會堂大講堂に於て毎日「時局並軍事映畫會」を開催し一般に無料公開した、午前は一回、午後は三回上映して滿場立錫の餘地なき盛況を呈した、上映映畫は左の如し。

- 一、武漢攻略(四卷)。
- 一、聖戰(八卷)。
- 一、赤の脅威(三卷)。
- 一、必勝の信念(六卷)。
- 一、肉彈一等兵(三卷)。
- 一、臺日ニュース

映畫は凡て戦局及び時局に關する雄渾、壯烈、凄絶なフィルムを選択し觀衆をして眞に肉躍り骨鳴るの亢奮の増幅の裡に置かした。

開館第一日より閉館第三日までの三日間、入場者殺到し合計總數四萬一千四百名に達し一日平均入場數一萬三千八百名、此の種の催しものとしては未曾有の記録的數字を示し近來になき盛況であつた。夜間開場或は會期延長の希望の聲もあつたが諸種の事情で實現されなかつたのは遺憾とされた。時恰も暑中休暇中とて學校團體の來觀は寥寥たるものであつたが、三々伍々自由觀覽的に伴れ立つた生徒學生は多かつた、開館の日には小林總督、兒玉軍司令官の兩閣下を始め重なる軍官民多數の臨場あり、本展示會に一層の光彩を添へた。

会場に繰り展げられた感激の場面、銃後の人々は如何に感謝の念を捧げねばならぬかの熱情の二點は最後の慰問品即賣部に集注する、先づ第一に軍部よりの買上げ二萬箇にトップを切り、白衣の勇士が、家庭の婦人が、制服の官吏が其他凡ゆる階級の人々が翕然として殺到し眞に應接に遑なき雑沓と混亂の凄じい光景を呈した。

慰問品申込の受附は軍部へ委託の一般慰問袋と個人宛慰問袋とに分け、個人宛指名に對しては郵送料及び包装材料を添付するものは包装、荷造り、宛先、代筆、發送まで一切の取扱ひをなし、又会場より即時現地へと差立てらる、よう臺北局より臨時郵便局出張所が特設せられたが、閉會日の如きは増派された局員十數名に依り山と積まれた慰問品小包を處理するの繁劇を極めた。三日間に於ける賣上成績は左の如くである。

即賣品	筒數	金額
軍部買上品	二〇、〇〇〇	四一、〇〇〇、〇〇
	五、四四八	一三、三二七、四八

計 二五、四四八 五四、三二七、四八

右の数字の如く即賣品の平均一日の賣上高は筒數に於て一千八百十六箇、金額に於て四千四百四十二圓四十九錢強の好成績を示し銃後民の熱誠を顯示した。以上記述せる如く本展示會開催の目的が有意義なる成果を齎し、國民精神の作興、前線勇士に捧ぐる銃後民の感謝の表現の一端に寄與する所尠からざるものであつたと思料する、たゞ茲に擲筆するに當つて本島民の慰問袋に對する關心の稀薄であつた事を遺憾とするものである。

アランドル・デル・レ 講述  
田中 長三郎 編譯

### 伊太利に於ける自主經濟の機構

總督府情報部刊行

伊太利領事アランドル・デル・レ氏が同國に於けるアウタルキーに關して詳細な解説を與へられたもので殘部少々あり、希望の向は總督府情報部第一宣傳係に問合せ下さい

# 地方情報



## 臺中州臨時情報部

堅實にして信望あり成績優良にして將來青年團幹部たるべき年齢二十五歳以下の男女青年團員計五〇名。

期間 自八月十日至八月二十三日

二週間

講習科目及講師指導員

講習科目	指導員
警務部	警務部長
理蕃課	理蕃課長
公民科及青年團の經營	横尾視學官
	松本視學
蕃地農業及農業實習	鹿毛授産係長
	青木技手
蕃社改善	理蕃課長
	理蕃係長
唱歌遊戯體操教練	

### 展覽即賣會の開催

豫て愛國婦人會臺中州支部經營の軍人遺族住宅に於て授産事業實施中の處、相當好成績を挙げつゝあるので八月二十五日知事官邸に此等成績品數百點を陳列し即賣會を開催し多大の効果を擧げて盛況裡に終了した。

### 高砂族青年指導講習會

開催地 能高郡霧社小學校  
講習員 身體強健、國語堪能、思想



**支那事變**

**貯蓄債券**

一枚 十圓

二筆劃増金千五百圓

出賣 九月十五日 十月三日

大藏省・勸業銀行

松本視學 外二名  
家事裁縫 囑託三名  
右の外科外講演並に行事指導を實施す

**公債報國婦人聯盟の結成**

臺中市では第一回興亞奉公日たる九月一日を期し銃後援護協會の發會式を舉行したが、更に長期戦に對應して興亞の聖業を翼賛せんことを念願する銃後婦人の赤誠を結合して生活改善し、消費を節約し以て公債報國の實を擧げる爲めに、近く愛國婦人會員並に一般婦人を以て臺中市公債報國婦人聯盟の結成をなすべく準備中であるが、いよ／＼銃後國民の精神を緊張せしめ、總力戦態勢を整備し強化する上に多大なる役割を

**銃後援護協會發會式**

臺中市では豫て興亞聖業の達成のため銃後國民の責務として長期對抗の組織的活動態勢を整へ、堅忍持久益々銃後の守を鞏固にし、國家總力戦の遂行と銃後に於ける時局對應の諸事業の實施に遺漏なきを期すべく臺中市銃後援護協會の設立を計畫し九月一日の第一回興亞奉公日を期し右協會の發會式を擧げた。すなはち本協會の目的は長期戦に對應し興亞の聖業に翼賛すべき銃後市民の組織的活動を強化促進し、皇軍勇士をして後顧の憂ひなからしめる様各種の事業を援護し助成するにあるので、今日より以上に組織的により積極的

三〇

に行ふことゝなつてゐる。一體今日までの軍事援護其他時局對應の諸事業は其の主體が區々に岐れて居る關係上、之に要する活動資金の調達の如き各個其の都度市民の融金に求め、或は分賦負擔を要請するなど、其の實行方法は區々に亘り煩多煩雜の嫌ひがあるので之を統一せる中樞機關の設立は市民の夙に翻望するところであるだけに本協會の設立は多大の賞讃を博されてゐる。

昭和十四年九月九日印刷  
昭和十四年九月十一日發行  
臺灣總督府臨時情報部  
臺北市榮町二丁目十五番地  
印刷所 小塚本店印刷工場



本書の大きさは国定規格A5判

郵報  
昭和十四年九月二十日第三種郵便物認可  
昭和十四年九月十一日發行  
(毎月一日、十一日、廿一日發行) 第七十三號